

「水質基準に関する省令」、「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の一部改正案に関する意見の募集について

平成 21 年 10 月 17 日
厚生労働省健康局水道課

水道法(昭和 32 年法律第 177 号)第 4 条第 2 項においては、水道水の水質基準に関して必要な事項は厚生労働省令で定める旨を規定しており、これを受けて、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令 101 号)において、水道水に関する検査事項と各基準を規定しています。水質基準に関しては、その時々¹の科学的知見の集積に基づき、逐次見直しを行うこととし、これまでも改正を行ってきました。

今般、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、「水質基準に関する省令」の一部改正及び水質基準を補完する項目として定める水質管理目標設定項目の見直しを行うとともに、これに伴い、「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年厚生省令第 15 号)及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成 9 年厚生省令第 14 号)の一部を改正することを予定しています。このため、それぞれの省令の改正について、別添 1～3 のとおり案を作成しました。

つきましては、本案に関して御意見のある場合には、下記の要領により提出してください。皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、提出していただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 募集期間

平成 21 年 10 月 17 日(土)～平成 21 年 11 月 16 日(月)
(郵送の場合は同日必着)

2. 資料入手方法

厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口[e-gov](<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3. 提出方法

御意見には理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。理由については、可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。

なお、提出していただく御意見には、必ず「水質基準に関する省令等の一部改正について」と明記してください。

〈インターネット入力フォームの場合〉

[こちらをクリックし、起動する入力フォームに記入してください。](#)

〈ファクシミリの場合〉

ファクシミリ番号：03-3503-7963

厚生労働省健康局水道課水道水質管理室あて

〈郵便の場合〉

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省健康局水道課水道水質管理室あて

4. 御意見等の提出上の注意

御意見は、日本語に限らせていただきます。

個人の場合は氏名、住所、職業、連絡先（電話番号及び FAX 番号）を、法人の場合は法人名、所在地、担当者の氏名、所属及び連絡先（電話番号及び FAX 番号）を、それぞれ記載してください。（連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）

なお、寄せられた御意見は、個人を特定することのできる情報を除き、公開されることにつき、あらかじめ御了解願います。

水質基準に関する省令の改正案について（概要）

1 改正の趣旨

- 水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項においては、水道水の水質基準に関して必要な事項は厚生労働省令で定める旨を規定しており、これを受けて、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令101号。以下「水質基準省令」という。)において、水道水に関する検査事項と各基準を規定している。この基準については、その時々¹の科学的知見の集積に基づき、これまでも逐次改正を行ってきたところ。
- また、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第7号において、水質基準省令を制定又は改廃しようとするときは、食品安全委員会の意見を聴かなければならないこととされている。
- 今般、厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月開催)において示された方向性に基づき、水質基準に関して食品安全委員会に意見を求め、その結果、食品安全委員会から回答のあった内容等を踏まえて、水質基準省令の内容の見直しを行う。

2 改正案(別紙新旧対照表参照)

水質基準省令の表中「カドミウム及びその化合物」に係る水質基準について、カドミウムの量に関して、現行の0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に変更する。

3 根拠法令条項

水道法第4条第2項

4 施行予定日

平成22年4月1日

●水質基準に関する省令等の一部を改正する省令案（仮称）新旧対照条文

○水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）関係

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

水道により供給される水は、次の表の上欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の下欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 二	略	略
三	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇三</u> mg/l以下であること。
四 五	略	略

一 二	略	略
三	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇一</u> mg/l以下であること。
四 五	略	略

水道施設の技術的基準を定める省令の改正案について（概要）

1 改正の趣旨

- 水道法（昭和32年法律第177号）第5条第4項においては、水道施設の技術的基準に関して必要な事項は厚生労働省令で定める旨規定しており、これを受けて、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）において、水道施設に必要な要件を規定している。
- 同省令においては、水道施設において浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等により水に付加される物質の基準（以下「薬品基準」という。）については第1条第16号に、水道施設において浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等の材質の基準（以下「資機材材質基準」という。）については、第1条第17号ハにそれぞれ規定している。
- これらの基準は、水道法第4条に規定された水質基準の確保を担保するため、同法第4条第2項に基づき規定された水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。）及び水質基準を補完する項目として定める水質管理目標設定項目等と整合を図りつつ定められている。
- 今般、水質基準省令の一部の改正及び水質管理目標設定項目の見直しに伴い、薬品基準及び資機材材質基準の改正を行うもの。

2 改正案（別紙新旧対照表参照）

- 薬品基準を以下のとおり改正する。
 - ・ 「カドミウム及びその化合物」の基準値について、カドミウムの量に関して、現行の0.001mg/L以下から0.0003mg/L以下に変更する。
 - ・ 「1,1,2-トリクロロエタン」の項を削除する。
- 資機材材質基準を以下のとおり改正する。
 - ・ 「カドミウム及びその化合物」の基準値について、カドミウムの量に関して、現行の0.001mg/L以下から0.0003mg/L以下に変更する。
 - ・ 「1,1,2-トリクロロエタン」の項を削除する。
- ただし、施行日時点で現に設置されている資機材等については、当該水道施設の大規模の改造時までは、改正後の規定の適用を猶予することとする。

3 根拠法令条項

水道法第5条第4項

4 施行予定日

平成22年4月1日

●水質基準に関する省令等の一部を改正する省令案（仮称）新旧対照条文

○水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）関係

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第一条関係）

事 項	基 準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇〇</u> <u>三</u> mg/ℓ以下であること。
水銀及びその化合物	略
(中略)	(中略)
テトラクロロエチレン	略
(削る)	(削る)
トリクロロエチレン	略
(中略)	(中略)
塩素酸	略

現 行

別表第一（第一条関係）

事 項	基 準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇〇</u> <u>一</u> mg/ℓ以下であること。
水銀及びその化合物	略
(中略)	(中略)
テトラクロロエチレン	略
<u>一・一・二</u> トリクロロエタン	<u>〇・〇〇〇</u> <u>六</u> mg/ℓ以下であること。
トリクロロエチレン	略
(中略)	(中略)
塩素酸	略

別表第二(第一条関係)

事項	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇〇</u> 三mg/ℓ以下であること。
水銀及びその化合物	略
(中略)	(中略)
テトラクロロエチレン	略
(削る)	(削る)
トリクロロエチレン	略
(中略)	(中略)
N・N-ジメチルアニリン	略

別表第二(第一条関係)

事項	基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 <u>〇・〇〇〇</u> 一mg/ℓ以下であること。
水銀及びその化合物	略
(中略)	(中略)
テトラクロロエチレン	略
一・一・二トリクロロエタン	<u>〇・〇〇〇</u> 六mg/ℓ以下であること。
トリクロロエチレン	略
(中略)	(中略)
N・N-ジメチルアニリン	略

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の改正案について（概要）

1 改正の趣旨

- 水道法（昭和32年法律第177号）第16条においては、水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質について政令で定める旨規定しており、これを受けて、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条第1項に給水装置の構造及び材質の基準について規定し、同条第2項において、同条第1項各号に規定する基準を適用する際に必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める旨規定している。これを受けて、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）において、給水装置の構造及び材質の基準を定めている。
- 同省令第2条第1項において、給水装置の浸出等に関する基準（以下「給水装置浸出性能基準」という。）について規定している。この基準は、水道法第4条に規定された水質基準の確保を担保するため、同法第4条第2項に基づき規定された水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。）及び水質基準を補完する項目として定める水質管理目標設定項目等と整合を図りつつ定められている。
- 今般、水質基準省令の一部改正及び水質管理目標設定項目の見直しに伴い、給水装置浸出性能基準の改正を行うもの。

2 改正案（別紙新旧対照表参照）

給水装置浸出性能基準を以下のとおり改正する。

- 「カドミウム及びその化合物」の項
 - ・ 「水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準」について、現行の0.001mg/L以下から0.0003mg/L以下に変更する。
 - ・ 「給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準」について、現行の0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に変更する。
- 「1,1,2-トリクロロエタン」の項を削除する。
- ただし、施行日時点で現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものについては、その給水装置の大規模の改造時までは、改正後の規定の適用を猶予することとする。

3 根拠法令条項

水道法第16条及び水道法施行令第5条第2項

4 施行予定日

平成22年4月1日

●水質基準に関する省令等の一部を改正する省令案（仮称）新旧対照条文

○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成九年厚生省令第十四号）関係

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

別表第一

別表第一

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 $0.0003\text{mg}/\ell$ 以下であること。	カドミウムの量に関して、 $0.0003\text{mg}/\ell$ 以下であること。
水銀及びその化合物	略	略
(中略)	(中略)	(中略)
テトラクロロエチレン	略	略
(削る)	(削る)	(削る)
トリクロロエチレン	略	略
(中略)	(中略)	(中略)

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 $0.0001\text{mg}/\ell$ 以下であること。	カドミウムの量に関して、 $0.0001\text{mg}/\ell$ 以下であること。
水銀及びその化合物	略	略
(中略)	(中略)	(中略)
テトラクロロエチレン	略	略
1.1×10^{-2} リクロロエタン	$0.0006\text{mg}/\ell$ 以下であること。	$0.0006\text{mg}/\ell$ 以下であること。
トリクロロエチレン	略	略
(中略)	(中略)	(中略)

備考 (略)	一・三 一 ブ タ ジ エ ン
	略
	略

備考 (略)	一・三 一 ブ タ ジ エ ン
	略
	略

第7回厚生科学審議会生活環境水道部会における審議概要

平成20年12月16日に開催された第7回厚生科学審議会生活環境水道部会における、カドミウム及び1,1,2-トリクロロエタンに関する審議概要は以下のとおり。

1. カドミウム（水質基準項目）

- ・ 毒性評価：内閣府食品安全委員会の「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」に係る食品健康影響評価結果に基づき、水道水寄与率を10%として、基準値を現行の0.01mg/Lから0.003mg/Lに強化することが適切である。
- ・ 食品安全法（平成15年法律第48号）第24条第1項第7項の規定に基づき、水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準を改定することについて、食品安全委員会の意見を求める。

2. 1,1,2-トリクロロエタン（水質管理目標設定項目）

- ・ 内閣府食品安全委員会の清涼飲料水に係る食品健康影響評価に基づき、水道水寄与率を10%として、評価値を0.01mg/Lに緩和することが適切である。原水・浄水ともに改定後の評価値の10%を超える事案は近年報告されておらず、また、当該物質は、水質汚濁防止法の規制対象物質であり、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTRにおいても顕著な排出増加は見られないことから、水質管理目標設定項目から削除することとする。



(参考2)

府食第955号
平成21年10月15日

厚生労働大臣
長妻 昭 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品健康影響評価について（回答）

平成21年10月9日付け厚生労働省発健第1009第1号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

カドミウムについては、当委員会において食品健康影響評価を行い、平成21年8月20日付け府食第789号によりカドミウムの耐容週間摂取量を7 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週とする評価結果を通知したところであり、その後、新たな科学的な知見の存在は確認できないことから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。



(参考3)

府 食 第 4 2 7 号

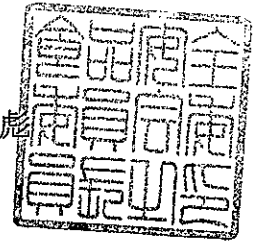
平成 2 0 年 4 月 1 7 日

厚生労働大臣

舛添 要一 殿

食品安全委員会

委員長 見上 彪



食品健康影響評価の結果の通知について

平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号をもって貴省から当委員会に意見を求められた清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価(1,1,2-トリクロロエタン)の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法(平成15年法律第48号)第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

1,1,2-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を $3.9\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とする。

カドミウムについての関連情報

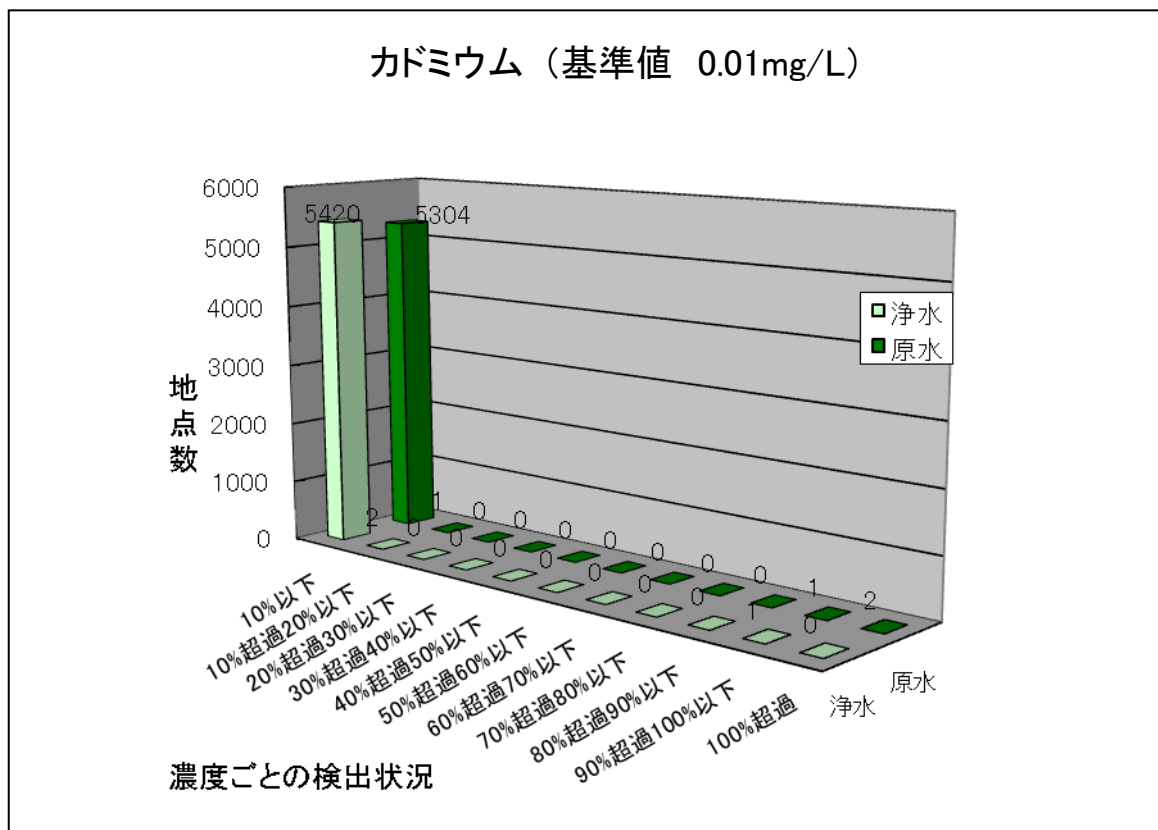
1. 現行規制等

水質基準値	0.01mg/L 以下
水質管理目標設定項目目標値 (平成 15 年 10 月厚生労働省 健康局長通知)	なし
その他基準	薬品基準 : 0.001mg/L 以下 資機材材質基準 : 0.001mg/L 以下 給水装置浸出性能基準 末端 : 0.001mg/L 以下 末端以外の給水用具又は給水管 : 0.01mg/L 以下

2. 毒性評価結果

食品健康影響評価結果 (平成 20 年)	水道水質基準の設定根拠 (平成 15 年)
<p>毒性評価</p> <p>日本国内の疫学調査の結果から、過剰な近位尿細管機能障害が認められなかった値として設定。</p> <p>TWI : $7 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/週</p> <hr/> <p>寄与率 10 % とすると 評価値 0.003mg/L</p>	<p>毒性評価</p> <p>微量重金属調査研究会 (1970) の評価値 0.01mg/L を維持。</p>

3. 水道水（原水・浄水）での検出状況（水道統計（平成19年度調査））



1,1,2-トリクロロエタンについての関連情報

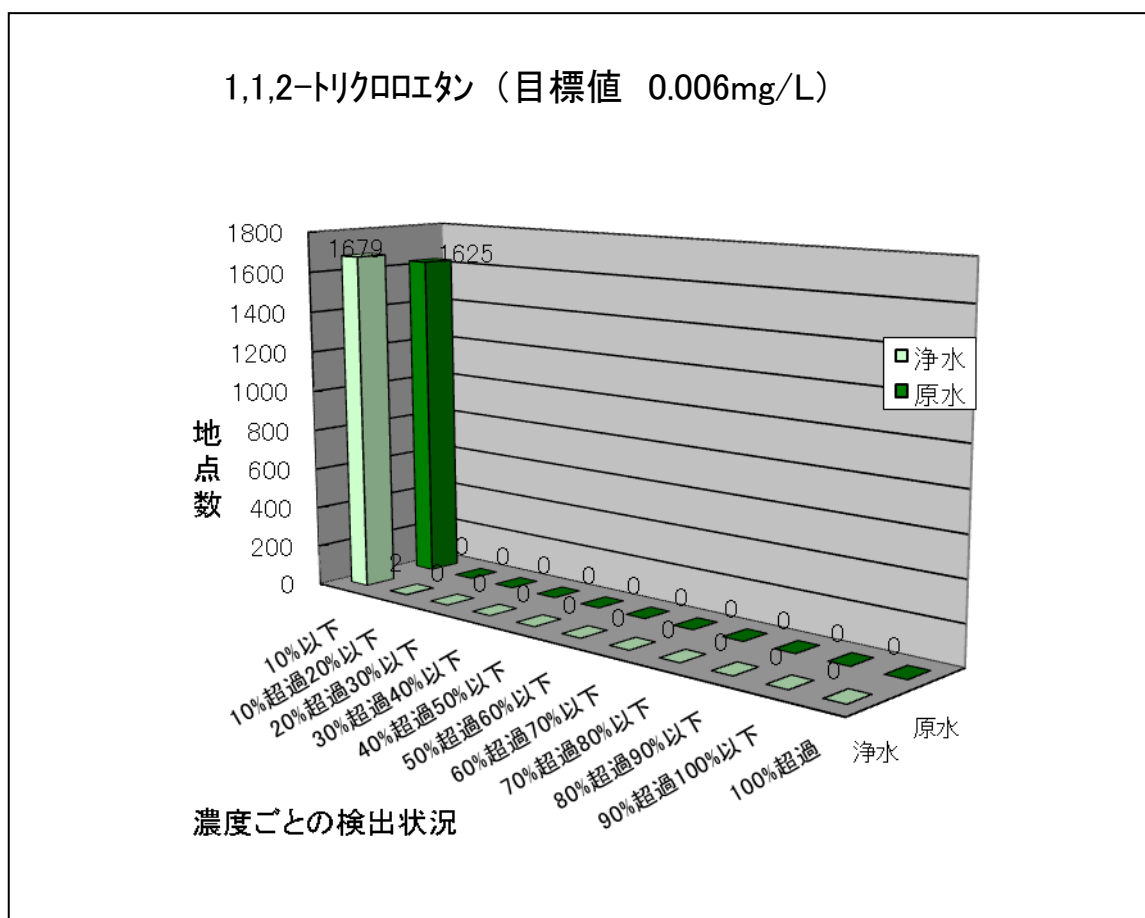
1. 現行規制等

水質基準値	なし
水質管理目標設定項目目標値 (平成15年10月厚生労働省健康局長通知)	0.006mg/L以下
その他基準	薬品基準：0.0006mg/L以下 資機材材質基準：0.0006mg/L以下 給水装置浸出性能基準 末端：0.0006mg/L以下 末端以外の給水用具又は給水管：0.006mg/L以下

2. 毒性評価結果

食品健康影響評価結果 (平成20年)	水道水質基準の設定根拠 (平成15年)
<p>毒性評価 マウスを用いた90日間の飲水投与試験による血清生化学値の用量依存性の変化及び免疫系への影響から評価。</p> <p>NOAEL：3.9mg/kg体重/日 不確実係数 1000 TDI：3.9μg/kg体重/日</p>	<p>マウスの肝発がん性に基づいてマルチステージモデルを用いた10⁻⁵発がんリスク評価より</p> <p>評価値 0.006mg/L</p>
<p>寄与率10%とすると 評価値 0.01mg/L</p>	

3. 水道水（原水・浄水）での検出状況（水道統計（平成19年度調査））



水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見の募集について

平成 21 年 10 月 17 日
厚生労働省健康局水道課

水道水質管理上注意すべき項目として、平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知により定めている水質管理目標設定項目について、今般、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価に基づき、見直しを行うことを予定しています。このため、別添のとおり案を作成しました。

つきましては、本案に関して御意見のある場合には、下記の要領により提出してください。皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、提出していただいた御意見に対する個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 募集期間

平成 21 年 10 月 17 日（土）～平成 21 年 11 月 16 日（月）
（郵送の場合は同日必着）

2. 資料入手方法

厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄及び電子政府の総合窓口[e-gov]（<http://www.e-gov.go.jp/>）の「パブリックコメント」欄に掲載します。

3. 提出方法

御意見には理由を付して、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。理由については、可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。

なお、提出していただく御意見には、必ず「水質管理目標設定項目の一部改正について」と明記してください。

〈インターネット入力フォームの場合〉

[こちらをクリックし、起動する入力フォームに記入してください。](#)

〈ファクシミリの場合〉

ファクシミリ番号：03-3503-7963

厚生労働省健康局水道課水道水質管理室あて

〈郵便の場合〉

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省健康局水道課水道水質管理室あて

4. 御意見等の提出上の注意

御意見は、日本語に限らせていただきます。

個人の場合は氏名、住所、職業、連絡先（電話番号及び FAX 番号）を、法人の場合は法人名、所在地、担当者の氏名、所属及び連絡先（電話番号及び FAX 番号）を、それぞれ記載して下さい。（連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。）

なお、寄せられた御意見は、個人を特定することのできる情報を除き、公開されることにつき、あらかじめ御了解願います。

水質管理目標設定項目の一部改正案について

第7回厚生科学審議会生活環境水道部会における、内閣府食品安全委員会における清涼飲料水に係る健康影響評価結果等を踏まえた水質管理目標設定項目についての審議結果に基づき、以下のとおり改正を行うものである。

改正案

(1) 「1,1,2-トリクロロエタン」の水質管理目標設定項目からの削除。

(2) 農薬類の対象農薬リスト中の目標値の見直し

- ・ 「イソプロチオラン」に係る目標値を現行の「0.04mg/L」から「0.3mg/L」に改める。
- ・ 「ジチオピル」に係る目標値を現行の「0.008mg/L」から「0.009mg/L」に改める。
- ・ 「メフェナセット」に係る目標値を現行の「0.009mg/L」から「0.02mg/L」に改める。
- ・ 「ブロモブチド」に係る目標値を現行の「0.04mg/L」から「0.1mg/L」に改める。
- ・ 「エスプロカルブ」に係る目標値を現行の「0.01mg/L」から「0.03mg/L」に改める。
- ・ 「ピリプロキシフェン」に係る目標値を現行の「0.2mg/L」から「0.3mg/L」に改める。

(参考資料)

平成20年12月16日第7回厚生科学審議会生活環境水道部会

資料2-2 今後の水質基準等の見直しの方向性について

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/12/d1/s1216-6d.pdf>) (PDF:278KB)